

**多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)
整備等事業 要求水準書**

第2 業務要求水準 3 調達関連業務

**平成17年3月
東京都病院経営本部**

【目次】

3 調達関連業務	1
(1) 調達対象範囲.....	1
(2) 医療用・給食用・管理用物品の区分.....	1
(3) 医療器械及び一般備品.....	2
ア 基本の考え方.....	2
イ 概略手順	3
(4) 薬品	7
ア 基本の考え方.....	7
イ 概略手順	7
ウ 価格改定の考え方.....	8
エ 調達の仕組みの見直し.....	8
(5) 診療材料及びその他備消耗品.....	8
ア 基本の考え方.....	8
イ 概略手順	9
ウ 価格改定の考え方.....	10
エ 調達の仕組みの見直し.....	10

3 調達関連業務

(1) 調達対象範囲

区分	調達対象	調達時期
医療器械	医療用物品でその取得価格(税抜)が1件100,000円以上かつ耐用年数1年以上のもの	開設準備期間のみ
一般備品	給食用物品でその取得価格(税抜)が1件100,000円以上かつ耐用年数1年以上のもの 管理用物品でその取得価格(税抜)が1件100,000円以上かつ耐用年数1年以上のもの	開設準備期間のみ
薬品	検査試薬(検査室等で使用する試験、検査用薬品)以外の全ての薬品	事業期間
診療材料	医療用物品でその取得価格(税抜)が1件20,000円未満又は耐用年数1年未満のもの	事業期間
その他備 消耗品	医療用物品でその取得価格(税抜)が1件20,000円以上100,000円未満で耐用年数1年以上のもの 給食用物品でその取得価格(税抜)が1件20,000円以上100,000円未満で耐用年数1年以上のもの 管理用物品でその取得価格(税抜)が1件20,000円以上100,000円未満で耐用年数1年以上のもの	事業期間
	管理用物品でその取得価格(税抜)が1件20,000円未満又は耐用年数1年未満のもの	事業期間

- 1 開設準備期間とは、事業契約締結日から開設日の前日までの期間をいう。
- 2 運営期間とは、開設日から事業契約満了日までの期間をいう。
- 4 事業期間とは、開設準備期間及び運営期間をいう。
- 5 検体検査業務において使用する一切の物品(検査試薬を含む。)は、検体検査業務に含む。
- 6 給食用物品でその取得価格(税抜)が1件20,000円未満又は耐用年数1年未満のもの(給食材料)の調達については、食事の提供業務に含む。

(2) 医療用・給食用・管理用物品の区分

区分	考え方
医療用物品	医療部門において、患者の診断、治療、看護等に直接的に使用するもの
給食用物品	患者の給食に必要な賄材料及び調理、洗浄並びに患者の食事に必要な物品

管理用物品	医療部門、給食部門における記録、報告及びそれに伴う保管等に要する物品 患者の寝具類 建物維持管理に要する物品及び日常使用する雑貨類 (ただし、給食部門における調理、洗浄並びに患者の食事に必要な物品は除く) 各種機器の正常な運転及び維持に要する物品 管理部門において使用する物品
-------	---

【参考】薬品以外の物品区分

区 分	取得価格 100,000 円以上かつ耐用年数 1 年以上	取得価格 20,000 円以上 100,000 円未満かつ耐用年数 1 年以上	取得価格 20,000 円未満、又は耐用年数 1 年未満
医療用物品	医療器械	その他備消耗品	診療材料
給食用物品	一般備品		給食材料
管理用物品			その他備消耗品
調達時期	開設準備期間のみ	事業期間	事業期間

調達業務
対象外

(3) 医療器械及び一般備品

ア 基本の考え方

(ア) 対象範囲

開設準備期間に整備する医療器械及び一般備品(以下「医療器械等」という。)の対象範囲は、別途都が病院開設にあたって直接調達又は移設する医療器械等を除く、本病院開設時に整備すべき一切の医療器械等とする。

なお、医療器械等と施設整備との区分については、図表「区分リスト(例示)」を参照のこと。

(イ) 整備の水準

開設準備期間に整備すべき医療器械等の要求水準は、別紙4「医療器械リスト」及び別紙5「一般備品リスト」で示したとおりである。なお、開設準備期間に事業者が調達しなければならない医療器械等の価額(総価)の参考価格は、入札説明書別紙3「予定総額及び参考価格」に示すとおりである。

(ウ) 求める約束

事業者は、事業契約に規定された手続(概略手順を「イ」に示す)と要求水準として示した「医療器械リスト」及び「一般備品リスト」を理解し合意した

上で、事業者が開設準備期間に整備する医療器械等について、医療器械リストで品名を特定した個別の品目単位若しくはそれらの個別品目を適切に設定したグループ単位並びに医療器械リストに示す各部門別その他一式及び一般備品一式（以下これらを総称して「適切にグループ化したグループ単位」という。）で、それぞれの値引率を約束すること。

イ 概略手順

概ね以下の手順で医療器械等の調達を進める。

(ア) 入札時

1) 都が提示するもの

- a 事業者が開設準備期間に整備すべき医療器械等の要求水準を「医療器械リスト」及び「一般備品リスト」として示す（性能要件）。
- b 事業者が開設準備期間に整備すべき医療器械等の総額について参考価格を示す（境界条件）。
- c 事業契約案において事業契約締結後の医療器械等確定の手続を示す（手続条件）

2) 応募者が約束するもの

- a 事業者は、開設準備期間に整備すべき医療器械等の金額を約束する。
- b 1)に対して事業者は、「具体的な調達方法（＝「仕様」）」を提示するとともに、都が1)aとして提示した「医療器械リスト」及び「一般備品リスト」に対して、適切にグループ化したグループ単位で値引率（以下これらを総称して「医療器械等の約束値引率」という。）を約束する。
- c 要求水準等（性能要件＋境界条件＋手続条件）を遵守することを約束する。

(イ) 落札後事業契約締結まで

- 1) 事業者は、事業者が開設準備期間に整備すべき医療器械等の要求水準として示した「医療器械リスト」及び「一般備品リスト」を別紙とした事業契約を都と締結する。
- 2) 入札価格の内訳として落札者が応募提案書類で示した医療器械等の総額は、見積内訳として事業契約に記載される。
- 3) 「具体的な調達方法と医療器械等の約束値引率」は事業者提案（仕様：要求水準を達成する方法）である。ただし、医療器械等の約束値引率の変更は認めない。

(ウ) 事業契約締結後

- 1) 都と事業者との間で医療器械等の整備スケジュールの合意（このスケジュール

に従い個別機器の選定を2)以下の手順で実施)

- 2) 候補機種の性能仕様書を事業者が作成
- 3) 2)の性能仕様書の都による確認
- 4) 都の確認した性能仕様書に基づく事業者による当該医療器械等の調達(契約)
- 5) 都は当該医療器械等の起債執行業務を実施
- 6) 事業者による当該医療器械等の搬入・据付け・検収

図表：区分リスト（例示）

建築系	区分(案)		
	医療	施設	東京都
1	病室	ベッド・オーバーテーブル ベッドサイドモニター	
	病棟	機械浴室 ベットバンウォッシャー	
	リハビリ	リハビリ装置	
	ICU	ウォールケアユニット	
	透析室	透析カウンター	
	骨髄移植	無菌ユニット	
2	外来ホール (エントランス)	患者案内表示システム 自動再来受付機 診療費自動清算機	
	(外来待合)	外待合表示盤	
	(投薬)	投薬表示盤	
	(会計)	会計表示盤	
3	中材等	パスボックス	
4	図書 (一般開放無)	BDSシステム 図書管理システム 移動書架	
	情報	院内LAN	
5	研究・検査エリア	実験台 飼育アイソレーター 飼育ラック プレハブ冷蔵庫	
	その他内容不明		
6	フィルム管理	PACS RIS その他2次システム	
7	搬送機 (検体・小物体)	リニア自走台車 エアシューター	
8	自販機等、床頭台(リース対象品) 一般 自販機、病院系、コイン式ランドリー乾燥機)		
9	MRIシールド等放射線関係遮蔽		
10	分教室 学校備品		
11	OA、事務関係備品、家電関係		

設備系	区分(案)		
	医療	施設	東京都
1. 中央材料部門 洗浄、滅菌機器等			
2. RI保管設備 核医学フード等 ハンドフットクロスモタ RI排気処理設備 RI排水処理設備 RI監視(室内、排水、排気)設備			
3. 厨房機器 保温冷配膳車			
4. クリーンベンチ、安全キャビネット等			
5. 無影灯 シーリングユニット			
6. 蒸留水製造装置、RO水製造装置、等 (薬剤蒸留水、中材用RO水)			
7. 人工透析用水製造装置 二次側配管配線共 透析装置			
8. 手術用(無菌水)手洗装置			
9. ICU・NICU・分娩等の手洗器			
10. ごみ処理装置			
11. 感染性廃棄物滅菌処理装置			
12. 自動尿量比重測定装置			
13. 放射線装置用の2次側附帯設備工事 (装置冷却用機器、配管等)			
14. 歯科用吸引器、コンプレッサー等			
15. 同上用配管設備			
16. 病室 ベッドコンソール			
17. NICU スライドハンガー			
18. ITV			

- 1 この区分リストは、医療器械等の調達と施設整備の区分について、例示として示したもので、整備に当たって拘束するものではない。
- 2 は、設置の状況により、施設の区分に変更となるものを示す。

(4) 薬品

ア 基本の考え方

(ア) 対象範囲

事業者が調達しなければならない薬品の対象範囲は、特殊品を除く、本病院で通常使用する一切の薬品とする。

(イ) 整備の水準

事業期間に事業者が調達すべき薬品の要求水準は、別紙6「薬品リスト」で示したとおりである。

なお、事業期間にわたって事業者が調達しなければならない薬品の価額（総価）の参考価格は、入札説明書別紙3「予定総額及び参考価格」に示すとおりである。

(ウ) 求める約束

事業者は、事業契約に規定された手続（概略手順を「イ」に示す）と要求水準として示した「薬品リスト」を理解し合意した上で、事業期間に事業者が調達しなければならない薬品の価格について、事業者が調達しなければならない薬品の加重平均した薬価からの値引率を約束すること。

イ 概略手順

概ね以下の手順で薬品の調達を進める。

(ア) 入札時

1) 都が提示するもの

- a 事業者が事業期間に調達すべき薬品の要求水準を「薬品リスト」として示す。（性能要件）。
- b 事業者が事業期間に調達すべき薬品の総額について参考価格を示す（境界条件）。
- c 事業契約案において事業契約締結後の薬品納入の手続条件を示す（手続条件）。

2) 応募者が約束するもの

- a 事業者が事業期間に調達すべき薬品の金額を約束する。
- b 1)に対して事業者は、「具体的な調達方法（＝「仕様」）を提示するとともに、都が1)aとして提示した「薬品リスト」の総体に対して、加重平均した薬価からの値引率（以下「薬品約束値引率」という。）を約束する。
- c 要求水準等（性能要件＋境界条件＋手続条件）を遵守する約束をする。

(イ) 落札後事業契約締結まで

- 1) 事業者は、事業期間に事業者が調達すべき薬品の要求水準として示した薬品リストを別紙とした事業契約を都と締結する。
- 2) 入札価格の内訳として落札者が応募提案書類で示した薬品費の総額は、見積内訳として事業契約書に記載される。
- 3) 「具体的な調達方法と薬品約束値引率」は事業者提案（仕様：要求水準を達成する方法）である。ただし、事業契約に特段の定めがある場合を除き、事業期間にわたって薬品約束値引率の変更は認めない。

(ロ) 事業契約締結後

- 1) 都が事業契約で提示した手続条件を満たした事業者提案（薬品の調達方法等）により事業者が薬品を調達し都に納入する。

ウ 価格改定の考え方

- (ア) 事業契約書別紙 [6] に規定するサービス対価の見直し方法の骨子に従う。
- (イ) 薬価改定がされた場合、改定された薬価からの薬品約束値引率を事業者に約束することを求める。
- (ロ) 都及び事業者は、開設後 5 年ごとに事業契約に定める方法で、市場調査及び都病院等ベンチマーキングに基づく見直しを行うことができる。

エ 調達の仕組みの見直し

- (ア) 都及び事業者は、薬品の調達の仕組みについて、市場動向等を勘案しつつ、[開設日を起点として] 5 年に 1 回見直しを行うことができる。
- (イ) 都及び事業者は、薬品の調達の仕組みについて、(ア)の定めにかかわらず、市場動向の大幅かつ急激な変化等の諸要因により著しく合理性を欠くと判断した場合、特例として見直しを行うことができる。

(5) 診療材料及びその他備消耗品

ア 基本の考え方

(ア) 対象範囲

事業者が調達しなければならない診療材料及びその他備消耗品（以下「診療材料等」という。）の対象範囲は、特殊品を除く、本病院で通常使用する一切の診療材料等とする。

(イ) 整備の水準

事業期間に事業者が調達すべき診療材料等の要求水準は、別紙 7 「診療材料

リスト」、別紙 8「その他備消耗品リスト・開設準備期間分（医療、給食及び管理用）」及び別紙 9「その他備消耗品リスト・運営期間分（医療、給食及び管理用）」で示したとおりである。なお、事業期間にわたって事業者が調達しなければならない診療材料等の価額（総価）の参考価格は、入札説明書別紙 3「予定総額及び参考価格」に示すとおりである。

(ウ) 求める約束

事業者は、事業契約に規定された手続（概略手順を「イ」に示す）と要求水準として示した「診療材料リスト」、「その他備消耗品リスト・開設準備期間分（医療、給食及び管理用）」及び「その他備消耗品リスト・運営期間分（医療、給食及び管理用）」を理解し合意した上で、事業期間に事業者が調達しなければならない診療材料等の価格について、事業者が調達しなければならない診療材料等の加重平均した定価からの値引率を約束すること。

イ 概略手順

概ね以下の手順で診療材料等の調達を進める。

(ア) 入札時

1) 都が提示するもの

- a 事業者が事業期間に調達すべき診療材料等の要求水準を「診療材料リスト」、「その他備消耗品リスト・開設準備期間分（医療、給食及び管理用）」及び「その他備消耗品リスト・運営期間分（医療、給食及び管理用）」として示す。（性能要件）。
- b 事業者が事業期間に調達すべき診療材料等の総額について参考価格を示す（境界条件）。
- c 事業契約案において事業契約締結後の診療材料等納入の手続条件を示す（手続条件）。

2) 応募者が約束するもの

- a 事業者が事業期間に整備すべき診療材料等の金額を約束する。
- b 1)に対して事業者は、「具体的な調達方法（＝「仕様」）」を提示するとともに、都が 1)aとして提示した「診療材料リスト」、「その他備消耗品リスト・開設準備期間分（医療、給食及び管理用）」及び「その他備消耗品リスト・運営期間分（医療、給食及び管理用）」の総体に対して、加重平均した定価からの値引率（以下「診材約束値引率」という。）を約束する。
- c 要求水準等（性能要件＋境界条件＋手続条件）を遵守する約束をする。

(イ) 落札後事業契約締結まで

- 1) 事業者は、事業期間に事業者が調達すべき診療材料等の要求水準として示した「診療材料リスト」、「その他備消耗品リスト・開設準備期間分（医療、給食及び管理用）」及び「その他備消耗品リスト・運営期間分（医療、給食及び管理用）」を別紙とした事業契約を都と締結する。
- 2) 入札価格の内訳として落札者が応募提案書類で示した診療材料等費の総額は、見積内訳として事業契約書に記載される。
- 3) 「具体的な調達方法と診材約束値引率」は事業者提案（仕様：要求水準を達成する方法）である。ただし、事業契約に特段の定めがある場合を除き、事業期間にわたって診材約束値引率の変更は認めない。

(ロ) 事業契約締結後

都が事業契約で提示した手続条件を満たした事業者提案（診療材料等の調達方法等）により事業者が診療材料等を調達し都に納入する。

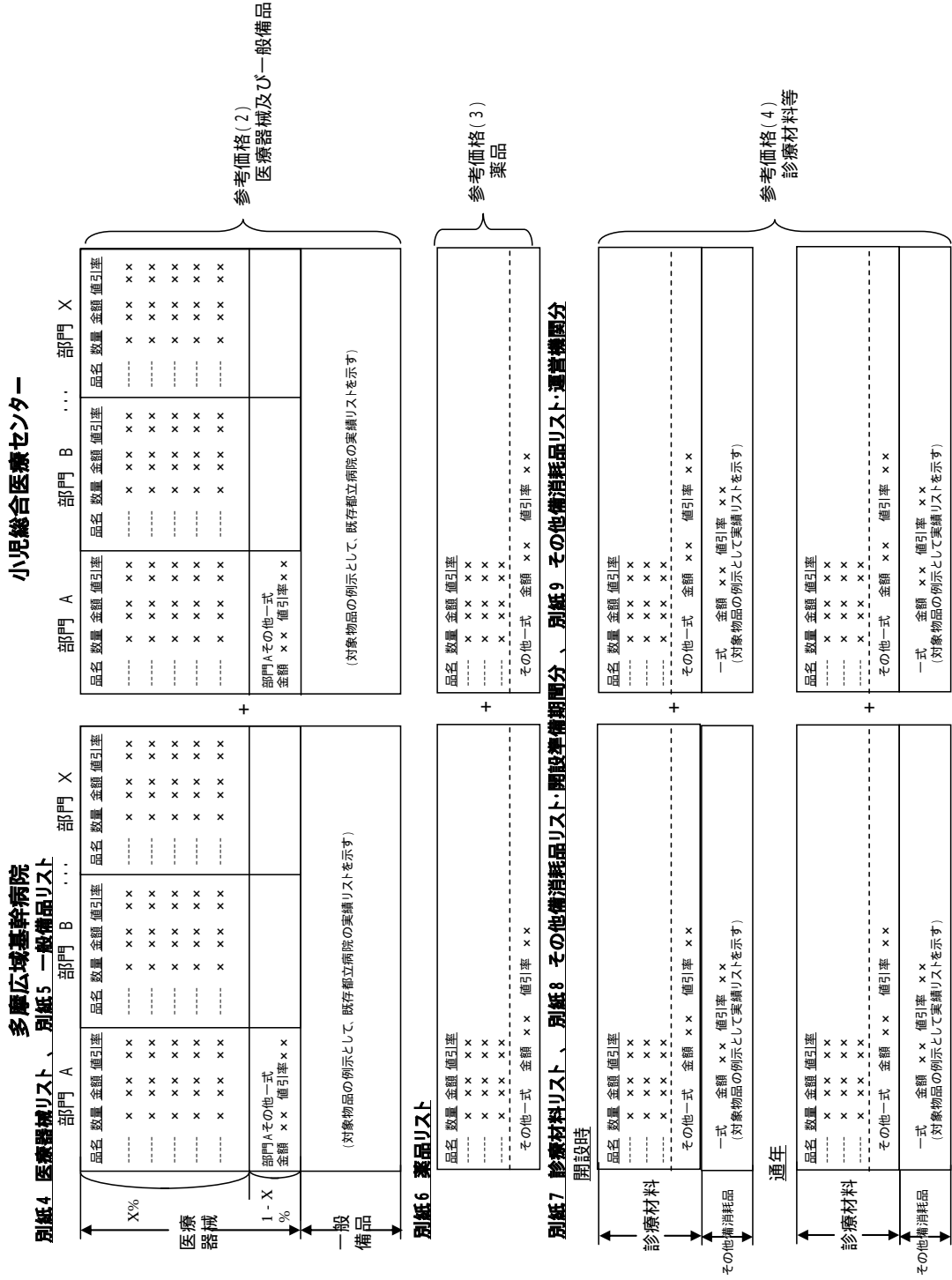
ウ 価格改定の考え方

- (ア) 事業契約書別紙 [6] に規定するサービス対価の見直し方法の骨子に従う。
- (イ) なお、診療材料等のうち特定医療材料については、診療報酬改定がされた場合、改定された診療報酬（特定医療材料）からの診療材料約束値引率を事業者に約束することを求める。
- (ロ) その他の診療材料等は、事業契約で合意された物価変動に係る自動的な価格改定方式に従った改定後の定価よりの診材約束値引率を事業者は約束することを求める。
- (イ) 都及び事業者は、開設後5年ごとに事業契約に定める方法で、市場調査/都病院等ベンチマーキングに基づく見直しを行うことができる。

エ 調達の仕組みの見直し

- (ア) 都及び事業者は、診療材料等の調達の仕組みについて、市場動向等を勘案しつつ、[開設日を起点として] 5年に1回見直しを行うことができる。
- (イ) 都及び事業者は、診療材料等の調達の仕組みについて、(ア)の定めにかかわらず、市場動向の大幅かつ急激な変化等の諸要因により著しく合理性を欠くと判断した場合、特例として見直しを行うことができる。

図表：調達リスト イメージ図



以上